第百条　改正令第一条の四第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち認可特定保険業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

第百一条　改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百九条第三項に規定する主務省令で定める方法は、第九十九条第一項第二号に掲げる方法とする。

（保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料）

第百二条　改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百九条第五項に規定する主務省令で定める金額は、当該保険契約に係る保険料として既に受領し、又は受領すべき金銭の額を当該保険契約の保険期間のうち当該金銭の額に対応する期間（以下この項において「保険料期間」という。）の総日数で除した額に、当該保険料期間の開始の日から当該保険契約の解除の日までの日数を乗じた額に相当する金額を限度とする。

2　前項の規定により算出した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

（検査職員の証票の様式）

第百三条　改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三（改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査をする職員が携帯すべきその身分を示す証票の様式は、別紙様式第三号のとおりとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が検査をするときに携帯すべき証票については、この限りでない。

（改正法附則第四条第二十項第四号の規定に基づく承認の申請）

第百四条　認可特定保険業者は、改正法附則第四条第二十項第四号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

（予備審査）

第百五条　改正法附則第二条第一項の認可又は改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の認可を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人の設立を予定している者は、改正法附則第二条第二項及び第三項に定めるところに準じた書類又は第十九条に定めるところに準じた書類を行政庁に提出して、予備審査を求めることができる。

2　改正法附則第二条第一項の認可を受けようとする特例社団法人又は特例財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人をいう。）は、改正法附則第二条第二項及び第三項に定めるところに準じた書類を行政庁に提出して、予備審査を求めることができる。

3　前二項に定めるもののほか、改正法附則又は改正法附則において読み替えて準用する法の規定により行政庁の認可又は承認を受けようとする認可特定保険業者は、当該認可又は承認を申請する際に提出すべき書類としてこの命令に定めるものに準じた書類を行政庁に提出して、予備審査を求めることができる。

（標準処理期間）

第百六条　行政庁は、改正法附則、改正法附則において読み替えて準用する法、改正令又はこの命令の規定による許可、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（保険計理人の要件に関する経過措置）

第二条　改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百二十条第二項に規定する主務省令で定める要件に該当する者は、この命令の施行の日から五年を経過する日までの間に限り、保険数理に関して必要な知識を有する者として、第五十一条各号に定める者その他これに準ずる者として次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一　社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）の正会員であり、かつ、保険数理（年金数理を含む。次号及び第三号において同じ。）に関する業務に三年以上従事した者

二　社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち五科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に五年以上従事した者

三　旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学において数学を専攻する学科（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第四条に規定する学科をいう。）その他これに準ずるものを卒業した者であり、かつ、保険数理に関する業務に五年以上従事した者

別表（第四十三条第六項関係）

予定利率の区分	リスク係数
○パーセントを超え、二・○パーセント以下の部分	○・○一
二・○パーセントを超え、三・○パーセント以下の部分	○・二
三・○パーセントを超え、四・○パーセント以下の部分	○・四
四・○パーセントを超え、五・○パーセント以下の部分	○・六
五・○パーセントを超え、六・○パーセント以下の部分	○・八
六・○パーセントを超える部分	一・○

別紙様式第１号（第33条第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

殿

住　所
認可特定保険業者名
代表理事　氏　名　　印

年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第１　事業報告書

１　認可特定保険業者の現況に関する事項

(1)　事業の経過及び成果等

(2)　事務所及び保険代理店の数